

文部科学省「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」

関係団体ヒアリング資料

全国特別支援学校長会

会長 岩井 雄一

はじめに

障害のある子どもが就学相談を通して、その能力・特性に応じた適切な教育が受けられる就学をすることは、その後の能力等の発達・伸長にとって重要なものである。

就学前からの積極的な情報提供と理解推進は、早期対応を実現するために保護者の理解を進める重要なポイントである。

また、就学指導は子どもや保護者にとっては受身的な、かつ限られた教育の場の選択であったが、特別支援教育の推進体制の整備のなか、改善の方向に進んでいる。しかし、就学指導の場面だけでは、子どもの長期的な発達の見通しに基づく、支援の連続性や継続性について具体的な支援内容を十分に提示できていない、といった問題点がある。

今後は、子どものニーズに合わせて具体的で効果のある支援を選択するために、保護者と共に関係者が相談する支援会議を機能させ、その実施の成果を継続的に評価できる場とすることが求められる。

さらに、その相談や支援は、子どもや保護者にとって受けやすさが大切であり、支援効果に対しても信頼が得られるものでありたい。

そのためには、乳幼児期（障害があるとわかった時期、あるいは、特別なニーズの必要性が生じたとき）から「個別の支援計画」が作成され、支援が実施できる体制を市区町村の中に位置づけ、機能させることが重要である。その延長に就学相談があり、移行期の支援計画（個別の教育支援計画：就学支援計画等）があることにより、保護者も関係の支援機関と相談しつつ見通しを持って就学等の進路を考えることができる。

1、適切な就学につなげるための早期からの教育相談や支援の充実について

- ① （保護者への情報提供・集約）保護者に、できるだけ早期からの的確に新しい情報と資源の提供を図るために、教育委員会に常設の窓口を設置（例：子ども支援センター）し、保護者の不安や悩みの解消に向けた支援を行う。
- ② （的確な実態把握）保護者、所属機関の支援者が子どもの障害や発達の状態を的確に理解することが必要であり、そのための外部の専門家の協力（行動観察、療育相談等）を得て、客観的な捉え方をする。
- ③ （相談機関の集中化）支援体制チーム（医療担当者、教育担当者、心理担当、福祉担当等）の管轄するエリアを福祉圏域単位で構成する等、できるだけ細やかにする。
- ④ （就学支援計画）幼稚園・保育園や早期の教育相談・支援にかかわる機関の協力と連携による「就学支援計画」の策定を行い、相談支援ファイル（発達障害等支援・特別支援

教育総合推進事業「文部科学省と厚生労働省の連携で作成中」）を情報共有のツールとして活用する。

- ⑤（継続的な支援）就学のみで特化せず生涯にわたる支援というコンセプトの中で就学指導を行い、常に定期的な相談活動や支援を行う。たとえば、乳時期支援（家族支援、本人支援、育児相談）、幼児期支援（家庭支援、保育支援、療育、養育相談、一時預かり）を行い、親が安心して出産し、育児を楽しみ、成長と一緒に見守る体制を整備しながらも、ケースによっては一時預かりも行う。
- ⑥（５歳児検診）乳幼児検診と就学時検診の間に５歳児検診を行い、言語・行動に関する発達の遅れや課題を把握し、必要な医療機関の紹介、幼稚園、保育園等への情報提供を行い就学に向けた準備を行うことができるようにし、早期発見、早期対応する。
- ⑦（保護者への配慮）保護者のニーズに対応した相談時間帯の設定や相談内容への信頼性を高めるとともに、保護者に抵抗感の少ないアセスメント（例：母子手帳の利用等）の導入に心がける。
- ⑧（行政の役割）障害者自立支援法に基づいた地域の自立支援協議会や各地域で乳幼児療育関係者等から構成されるネットワークと就学指導委員会が連携する組織を設けたり、教育研究機関の研究内容や状況を情報提供する。
- ⑨（判断力の向上）人材の確保（専門医や保健師の確保）や研修による専門性の向上（特別支援教育に関する知識・理解をもつための研修会や見学会の企画、地域内の特別支援学級・特別支援学校との交流会、情報交換会等）を行う。

2、 一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定手続きについて

- ①（支援に対応）特別支援学校、特別支援学級を中心として、居住地の小学校中学校の通常学級での地域の医療、福祉等の関係機関との連携も含め、一人一人の教育的ニーズに合った支援を行う「個別の教育支援計画」に基づいて、就学先決定手続きに位置づける。
- ②（専門家）就学時健康診断における教育関係者や専門家の配置を行い、また、育成する。
- ③（説明責任）就学手続きの保護者への公開と丁寧な説明を行う。また、移行支援（学校見学、学校体験、進学相談）を行い、保護者に比較し判断できる情報提供を行う。
- ④（保護者の参画）就学先決定会議に保護者の参加するシステムを確立する。
- ⑤（時期）就学時健康診断の時期を早める（法令改正）

3、 就学指導の在り方について

- ①（受け入れの促進）幼稚園や保育所での障害のある子どもの受け入れを促進することと、それらに対する障害児専門機関（特別支援学校幼稚部、児童相談所、障害児通園施設、児童デイサービス等）からの支援と連携を行う。
- ②（広報活動）就学先における見学会や体験入学等、教育活動等の紹介をできるだけ具体的にを行う。
- ③（支援の実態把握）教育的ニーズの継続的な把握を行うために、校内委員会や教育委員会、就学指導委員会による専門家チームによる巡回相談対応を行う。
- ④（継続検証）校内委員会と就学指導委員会との連携による等の活用による、就学後の継続的な就学相談・指導の実施による変更の可能性を確保する。また、市区町村において

就学後に教育・福祉・医療・労働等の関係機関が会し、就学先の評価検討を適切な就学相談の向上を図ることができるようにする。

- ⑤（人的確保）就学指導委員の専門性、人的配置の担保を図るため、就学指導や就学相談担当者の資格認定や専門職としての位置づけの検討が必要。
- ⑥（手続き簡素化）転学手続き等の簡素合理化を行う。
- ⑦（居住地との関係）特別支援学校に就学した場合、副次的な学籍を設けるなど、居住地の小学校中学校との関わりをできるだけ推進する。
- ⑧（就学猶予）就学猶予・免除について今後も例外的措置として行うのか検討を行う。
- ⑨（認定就学）認定就学についてその評価と改善点について検討を行う。

4、 特別支援教育全般について

- ①（権利条約）障害者の権利条約について教育関係者との検討の場を設ける。
- ②（教員の専門性）教員の専門性の確保と充実を図る。（例：免許状の取得率の向上、教員養成段階における特別支援教育の単位取得等）
- ③（就労支援）特別支援学校を卒業後、一般就労等ができるように、在学中から就労移行支援事業、委託訓練事業等、福祉や労働との連携を強化する。
- ④（地域格差是正）身近な地域で教育が受けられるよう教育環境の整備を推進し、地域格差が是正されるようにする。
- ⑤（定数改善）特別支援学校に在籍する子どもの障害の重度・重複化に対応した細やかな指導体制の充実を図るための定数改善。
- ⑥（人的配置）センター的機能の充実に向け、人的配置を行う。（特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の定数配置）
- ⑦（特別支援教室）特別支援教室構想の実現に向けた検討を行う。
- ⑧（理解啓発）特別支援教育の意義を再度認識する（すべての学校で行う）
- ⑨（施設設備）児童生徒数増加に伴う教室不足解消等の施設設備の充実。
- ⑩（就学奨励費）特別支援教育就学奨励費の堅持と支給手続きの検討。
- ⑪（研究機関）特別支援教育の研究機関の充実（独立行政法人国立特別支援教育相応総合研究所をはじめ都道府県毎に特別支援教育研究所の設置）を図る。
- ⑫（余暇充実）厚生労働省との連携を図り、障害児の放課後子ども教室等の充実による余暇活動の保証を行う。
- ⑬（行政の支援）担当指導主事の配置拡大